

事業主様

大阪府電設工業健康保険組合

資格確認書の有効期限の変更 及び「資格取得届」  
・「被扶養者異動届」の事前提出のお願いについて

日頃より健康保険組合の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、マイナ保険証を保有していない方等に交付している資格確認書の有効期限の変更について、及び「資格取得届」・「被扶養者異動届」の事前提出のお願いについて、下記のとおりお知らせいたします。

記

①資格確認書の有効期限の変更について

令和6年12月2日健康保険証の発行の廃止、令和7年12月2日健康保険証利用の経過措置期間の終了に伴い、医療機関等にはマイナ保険証での受診が原則になりました。

現在、マイナ保険証を保有していない方には、有効期限が令和8年11月30日の資格確認書を交付しておりますが、有効期限を以下のとおり変更しますのでお知らせいたします。

令和8年4月1日以降の資格取得者及び被扶養認定者より  
資格確認書の有効期限 令和13年11月30日

- ・ 資格取得日や扶養認定日が3月31日以前であっても、当健保組合での処理が4月1日以降の場合、交付する資格確認書は新しい有効期限となります。
- ・ 有効期限を過ぎた資格確認書の回収の必要はありませんが、有効期限内に資格喪失等される場合は回収のうえ返納してください。
- ・ 現在有効期限が令和8年11月30日の資格確認書をお持ちの方で、なおマイナ保険証を保有していない方には、本年10月頃に事業所を通じて再度職権交付する予定です。  
その際には、事業所担当者様には、大変お手数をおかけしますが、該当の被保険者の皆さまへ配付をお願いすることになりますので、よろしく願いいたします。

## ②資格取得届・被扶養者異動届の事前提出のお願い

医療機関等にはマイナ保険証での受診が原則となり、事業所様におかれましては、資格取得届等を作成の際に、新入社員がマイナ保険証を保有しているかの確認をしていただき、併せて従来からのマイナンバーの収集にもご尽力いただいております。

マイナ保険証を保有していないとご確認いただいた方には、資格確認書を交付しておりますが、その中にはマイナ保険証を保有している方も見受けられます。

つきましては、下記のとおり、資格取得届・被扶養者異動届を入社日前にご提出いただくことにより、当健保組合にて資格確認書の発行可否を判定して交付準備をいたします。そうすることで、事業所様の事務処理負担が軽減されますので、届出の事前提出にご協力のほどよろしくごお願い申し上げます。

### 記

- ・事前提出の取扱いは、3月下旬～4月の新規取得者に限ります。
- ・資格取得日の3週間～1週間前までに提出してください。
- ・届書には必ずマイナンバーを記載してください。  
(届書の「資格確認書発行可否欄」の記載が省略できます。)
- ・新規取得者にかかる被扶養者についても同様の取扱いをいたしますので、必要書類を添付のうえ事前提出してください。(ただし、内容確認等に時間を要する場合があります。)
- ・事前提出した内容に変更があった場合は、入社日までにご連絡ください。  
(内容により訂正や取消の届出が必要な場合があります。)

※ 4月1日以降の資格取得等で事前提出していただいた場合の資格確認書の交付については、①の新しい有効期限の資格確認書を交付いたします。

以上について、ご不明な点がございましたら 健保組合 業務課 までお問い合わせください。

大阪府電設工業健康保険組合 業務課  
TEL : 06-6385-2851